

ゆりのき台自治会会則

ゆりのき台自治会は、ゆりのき台地区に住所を有する地縁に基づいて構成された団体であり、「美しい自然環境との共存・北摂三田の古き良き伝統との調和・未来に羽ばたく国際公園都市としての街づくり」をコンセプトとし、住民による民主的な街づくりを目的とする自発的な住民自治組織である。

自治会運営の方法は、自立、民主、公開の三原則に基づかなければならない。

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、ゆりのき台自治会と称する（以下「本会」という）。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦と福祉、及び健康の増進を図り、明るく住みよい地域社会づくりを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、次のとおりとする。

三田市ゆりのき台1丁目から6丁目までの区域

(事務所の所在地)

第4条 本会の事務所は、三田市ゆりのき台5丁目36番地ゆりのき台コミュニティハウス内に置く

第2章 会員

(会員等)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 会員 第3条に定める区域内に住所を有する個人
- (2) 賛助会員 第3条に定める区域に拘わらず、ゆりのき台自治会に賛同いただける事務所、店舗などを有する法人等は、賛助会員になることができる。

(会費)

第6条 会員は、別途ゆりのき台自治会の準則（以下準則という）に定める会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員の会費は、別途ゆりのき台自治会の細則（以下細則という）に定める。

(入会)

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別途細則に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。
- 3 賛助会員の入会は、別途細則に定める。

(退会等)

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合は退会したものとする。

- (1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合
 - (2) 会員より別途細則に定める退会届が会長に提出された場合
 - (3) 会員が6か月以上にわたり会費を滞納または連絡が取れない状態になった場合
2. 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する
 3. 賛助会員の退会は、別途細則に定める。

第3章 事業および組織

(事業内容)

第9条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 町内広報に関する事項
- (2) 環境衛生に関する事項
- (3) 防火、防犯、防災に関する事項
- (4) 会員相互の親睦を図る事項
- (5) 明るく住みよい地域社会をつくることに関する事項
 - ① 体育振興に関する事項
 - ② 福祉増進に関する事項
 - ③ 緑化増進に関する事項
 - ④ その他
- (6) コミュニティハウスの管理運営に関する事項

(専門部)

第10条 本会は、第9条の事業を行うため専門部を設置する。設置する専門部は別途準則に定める。

2 前項の専門部を補佐するため、専門委員会等を役員会の承認により設置することができる。

(班)

第11条 会員を適当数まとめて班とし、その構成は、役員会で決定する。

第4章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 丁目ごとに1名以上
 - (3) 専門部長 専門部ごとに1名とする。但し、役員会で必要と認めた場合は、1つの専門部に複数の部長を置くことができる。
 - (4) 監事 2名以上
- 2 専門部は実情に応じ副部長を置くことができる。
- 3 会長が必要と認めた場合は、役員会の承認により特命事項担当部長を置くことができる。

(班長)

第13条 班ごとに班長1名および副班長1名を置く。

2 前項の定めにかかわらず班の構成員が少数の場合、役員会の議決を経て班長1名にすることができる。

(顧問等)

第14条 本会を専門的に補佐する顧問を置くことができる。

2 専門部を補佐する委員を置くことができる。

(職務)

第15条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、互選により選出された副会長がその職務を代行する。
- 3 各専門部長および特命事項担当部長は、会長を補佐し、本会の運営に参画するとともに専門部または特命事項の会務を執行する。
- 4 副部長は、専門部長を補佐し、専門部長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 顧問は、専門分野において会長及び専門部長を補佐する。
- 6 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
 - (2) 会長、副会長及びその他の役員の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 会計及び資産の状況又は業務執行において不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。
- 7 班長は、各班の会員の意向を本会の運営に反映させるとともに、各専門部に所属し、所属する部及び本会の運営に参画する。
 - 8 副班長は、各班の会員の意向を本会の運営に反映させるとともに、各専門部に所属し、班長の代行及び補佐をする。
 - 9 委員は、専門部長の指示に従い専門部長を補佐する。

(任期)

- 第16条 会長、副会長、専門部長および副部長は、の任期は2年とする。但し、再任は妨げないが連続2期を限度とする。
- 2 監事の任期は1年とする。
 - 3 班長・副班長の任期は1年とする。
 - 4 顧問、特命担当部長及び委員の任期は、役員会で定める。
 - 5 任期中の欠員については補充し、後任者の任期は前任者の残りの期間とする。
 - 6 役員は、辞任又は任期満了の後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(役員を選出方法)

- 第17条 役員（特命担当部長及び副部長を除く）の選出方法は、役員会の議決を経て別に定める。

(役員等の選出)

- 第18条 役員（特命担当部長及び副部長を除く）の選出は、前条により定められた規程に基づいて会員の中から行い、総会の承認を受けなければならない。
- 2 特命担当部長は、会員の中から会長が推薦し、役員会の承認を経て委嘱する。
 - 3 副部長は、班長の中から専門部長が推薦し、役員会の承認を経て委嘱する。
 - 4 顧問は、会長が推薦し、総会の承認を経て委嘱する。
 - 5 委員は会員の中から専門部長が推薦し、役員会の承認を経て委嘱する。

(役員等の兼務の禁止)

- 第19条 会長および監事は、他の役員を兼ねることができない。
- 2 副部長を除く役員は、班長および副班長を兼ねることはできない。

(班長・副班長の選出)

- 第20条 班長並びに副班長は、原則として輪番制により班内の会員より選出する。但し班独自に選出方法を定めた場合はこの限りでない。
- 2 健康上の理由などで業務遂行が困難な場合は、班長、副班長及び副会長が協議して免除または次年度以降に変更することができる。

第5章 会の運営

(会議)

- 第21条 本会の会議は、総会、役員会、班長会とする。
- 2 会長は必要と認めた場合は、新たな会議を招集することができる。

(総会)

- 第22条 総会は、地方自治法第260条の13に定める通常総会（以下定期総会）及び同法260条の14に定める臨時総会とし、本会の最高決定機関とする。

- 2 総会は、一の住戸を代表する会員（以下代表会員という）をもって構成する。
- 3 総会の出席者は、別に定めのある場合を除き代表会員とする。但し、代表会員以外の会員が総会の出席を希望する場合は、これを拒んではならない。
- 4 総会での議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業報告及び決算報告の承認
 - (2) 事業計画及び予算の承認
 - (3) 役員選出の承認
 - (4) 会計監査報告の承認
 - (5) 会則及び準則の改廃
 - (6) その他役員会で重要であると判断した事項

（総会の開催）

第23条 定期総会は、毎年度決算終了後60日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 代表会員の10分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求のあったとき。
 - (3) 第14条第6項第4号の規定により監査役から開催の請求があったとき

（総会の招集）

第24条 総会は会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時および場所を示して、開会の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

（総会の定足数等）

第25条 総会は、代表会員の2分の1以上の出席がなければ開催することはできない。但し、止むを得ない事情で出席できない代表会員は、委任状の提出により出席したものとみなす。

- 2 総会の議長は、出席代表会員の中から選出する。
- 3 総会の議決は、別に定めのある場合を除き、出席した代表会員の過半数によって決し、賛否同数の場合は、議長がこれを決する。

（議決の表決権）

第26条 総会における会員の表決権は、平等とする。

- 2 一の住戸に所属する会員は、代表会員に表決を委任することができる。

（総会の議事録）

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代表会員の現在員数および出席代表会員数（委任状を含む）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二名以上が署名押印しなければならない。

（役員会）

第28条 役員会は、監事を除く役員及び顧問をもって構成する。

- 2 役員会での議決事項は、次のとおりとする。
 - (1) 総会に付すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 3 役員会は、会長が招集し、原則として月1回開催する。
- 4 会長は、必要と認めた場合、臨時に役員会を開催することができる。この場合、議案の内容により出席役員を指名することができる。
- 5 会長は、3分の1以上の役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって開催の要請があった場合は、速やかに役員会を招集しなければならない。
- 6 役員会は、役員の3分の2以上の出席がなければ開催できない。但し、委任状もしくは協議事項への賛否を書面またはメールで提出した場合は、出席したものとみなす。なお、出席役員を指名した場合はこの限りでない。
- 7 役員会の議決は出席役員の過半数により決し、賛否同数の場合は、会長がこれを決する。
- 8 役員会の議長は、会長もしくは会長が指名した役員がこれを行う。
- 9 役員会の議事録は、会長もしくは会長が指名した役員がこれを作成する。
- 10 監査役は役員会に出席して意見を述べることができる。
- 11 出席役員を指名した場合、会長は審議結果及び議事内容を次回役員会において他の役員に説明しなければならない。
- 12 会長は必要と認めた場合、役員及び顧問以外の人を役員会に出席させ意見を述べさせることができる。但し、議決に参加させることはできない。

(班長会)

- 第29条 班長会は、役員、顧問、班長及び副班長で構成し、必要に応じて会長が出席範囲を定め書面又は他の通信手段を用いて招集する。
- 2 審議事項を審議する場合は、出席範囲の2分の1以上の出席がなければ開催できない。
 - 3 班長会の議決は出席班長および副班長の過半数の賛成による。賛否同数の場合は、会長がこれを決する。
 - 4 班長会の審議事項は、次のとおりとする。
 - (1) 役員会で決定された細則の承認
 - (2) その他会長が班長会で審議することが適当と判断した事項
 - 5 班長会の議長は、会長が指名した役員がこれを行う。
 - 6 班長会の議事録は、会長が指名した役員がこれを作成する。

第6章 資産および会計

(資産)

- 第30条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 別に定める財産目録記載の資産
 - (2) 会費
 - (3) 活動に伴う収入
 - (4) 資産から生ずる果実
 - (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は会長が管理し、その方法は別途準則に定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち、別途準則に定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席した代表会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

(経費の支弁)

- 第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。
- 2 会員に不幸があったときは、弔慰金を支払うことができる。

- 3 役員及び役員から指示を受けた会員が、会務を執行するにあたり要した交通費及び通信事務費等の費用については、これを支払うことができる。
- 4 前二項の費用の額については、別途準則に定める。

(事業計画及び予算)

- 第34条 本会の事業計画及び予算は会長が作成し、総会の議決を経て定めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会に議決されていない場合には、会長は総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。
 - 3 会長は、第1項の事業計画及び予算の作成を専門部長に委任することができる。
 - 4 止むを得ない事情等により、事業計画及び予算を変更する必要がある場合は、役員会の議決を経て変更することができる。この場合、次回総会にてその内容を説明しなければならない。

(事業報告及び決算)

- 第35条 毎会計年度の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支会計報告書及び資産目録等を作成し、監査役の監査を受け、翌年度の定期総会で承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の事業報告、収支会計報告書及び財産目録等の作成を専門部長に委任することができる。

(会計年度)

第36条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 コミュニティハウスの管理、運営

(コミュニティハウスの運営等)

第37条 ゆりのき台コミュニティハウスの維持、管理および運営については、別途準則に定める。

第9章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第38条 この会則は、総会において出席した代表会員の3分の2以上の同意を得、かつ、三田市長の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

- 第39条 本会は、地方自治法第260条の21の規定により解散する。
- 2 総会の議決に基づいて解散する場合は、出席した代表会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 本会の解散の時に有する残余財産は、総会において出席した代表会員の3分の2以上議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第10章 自主防災会

- 第40条 本会は、地域住民の共生の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災会を設置する。
- 2 自主防災会の組織・活動に関する定めについては、別途細則を定める。

第11章 雑則

(書類及び帳簿の備付等)

第41条 本会の事務所に、次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 会則およびその他の規定類
- (2) 会員の名簿
- (3) 役員等（班長および副班長を含む）の名簿
- (4) 認可および登記等に関する書類
- (5) 財産目録

- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (7) 役員会および総会の議事に関する書類
 - (8) その他必要な書類及び帳簿
- 2 前項に定める書類および帳簿の保存期間は、役員会の議決を経て、別途細則に定める。
 - 3 第1項の書類及び帳簿は、第4号を除き電子媒体で保管することができる。

(準則等)

第42条 会長はこの会則施行に関し、必要な準則及び細則を定めなければならない。

- 2 準則を定めるときは、役員会で議決し総会の承認を受けなければならない。変更する場合も同様とする。
- 3 細則を定めるときは、役員会で議決し班長会で承認を受けなければならない。変更する場合も同様とする。
- 4 会長は、細則を定めたとき、および変更したときは、すみやかに会員に報告しなければならない。
- 5 会長は、役員会の議決を経て、この会則、準則及び細則に反しない範囲において、本会の運営に必要な規則を定めることができる。

附則

ゆりのき台自治会会則（平成7年12月3日制定）は平成29年7月10日をもって廃止する。

付則

この会則は平成29年7月11日から施行する。

平成31年4月21日 第8条一部改訂

令和3年5月15日 第8条、第28条一部改訂

令和5年4月16日 第5条（2）賛助会員一部改訂

ゆりのき台自治会準則

ゆりのき台自治会の運営を円滑に行うため、会則第 42 条に基づきゆりのき台自治会準則を定める。

(会費)

第 1 条 会則第 6 条第 1 項に定める会費は、一の住戸当たり月額 400 円とする。

2 会費の支払いは、班長集金とゆうちょ銀行の自動払込とする。

班長集金および、ゆうちょ銀行の自動払込は前期および後期を一括して支払う全期支払いとする。

当面は班長集金の前期、後期に分けて支払う半期支払いを選択できる。

また自治会が指定した中兵庫信用金庫への振込は全期支払いとする。

コミュニティハウスへの持参は廃止とする。

3 支払は別途指定された期日までに支払うものとする。

4 新たな会員は、入会月の翌月分から会費を納入するものとする

5 会費を全期支払いされた会員で退会届を提出した場合は退会月の翌月から年度末までの自治会費を別途定める方法で返却可能とする。

(専門部)

第 2 条 会則第 10 条で定める専門部は以下の通りとする。

- (1) 総務部
- (2) 会計部
- (3) 広報部
- (4) 環境衛生部
- (5) 防災防犯部
- (6) ふれあい活動部
- (7) フェスティバル部
- (8) スポーツ振興部

(専門部長)

第 3 条 会則 12 条に定める専門部長は以下の通りとする。

- (1) 総務部には総務担当部長、総務推進部長、加入促進・改革当部長を置く
- (2) 会計部には会計部長を置く。
- (3) 広報部には広報部長を置く。
- (4) 環境衛生部には環境美化担当部長、環境衛生担当部長を置く。
- (5) 防災防犯部には防災担当部長、防犯担当部長を置く。
- (6) ふれあい活動部にはふれあい活動部長を置く。

- (7) ファスティバル部にはフェスティバル担当部長、フェスティバル推進部長を置く。
- (8) スポーツ振興部には体育部長、体育振興会担当部長、スポーツ21ゆりのき担当部長を置く。

(資産の管理)

- 第4条 会則第31条に定める資産の管理は、財産目録及び現金出納簿により行う。
- 2 会計担当の専門部長は、会長の命を受けて出納その他の会計事務を執行する。
 - 3 会計担当の専門部長は、役員会で定めた科目ごとの経費執行状況を翌年度の総会にて報告しなければならない。

(資産の処分)

- 第5条 会則第32条第1号の別に定める資産は、別表1の通りとする。

(弔慰金)

- 第6条 会則第33条第2項に定める弔慰金は5000円とする。
- 2 弔慰金は会員の家族に支払う。
 - 3 弔意を表すため、楯またはこれに準ずるものを贈ることができる。
 - 4 弔慰金等に対する返礼は受け取らないものとする。

(交通費および通信費)

- 第7条 会則第33条第3項の交通費および通信事務費等については5,000円以下の実費とする。
- 2 交通費については、公共交通機関の普通運賃のみとする。但し、高速料金は支払うことができる。
 - 3 通信事務費は封書および切手代とする。
 - 4 前三項の定めにかかわらず、役員会で承認を得た場合はこの限りでない。

(コミュニティハウスの運営等)

- 第8条 会則第37条に定めるコミュニティハウス運営および管理を円滑に行うため、事務局長1名および管理人複数名を雇用することができる。

(事務局長)

- 第9条 事務局長は自治会事務の統括、外部団体との窓口、および会長からの特命事項を担当する。
- 2 事務局長は会長の要請により役員会に出席する。
 - 3 事務局長は役員経験者の中から会長が指名し、役員会の承認を得て採用する。
 - 4 事務局長の任期は4年間とし、連続2期を限度とする。

(管理人)

第 10 条 管理人は役員および事務局長の指示を受けて事務に従事する。

2 管理人は自治会員より公募により募集し、会長が役員会の承認を得て採用する。

3 管理人の雇用期間は 1 年とし、その後特に問題なければ 1 年単位で延長する。

(コミュニティハウス等の使用方)

第 11 条 コミュニティハウスの使用及び自治会所有の車両の使用に関する取扱いは細則に定める。

(準則の改変)

第 12 条 この準則の追加および変更は、役員会で議決し総会で承認を得なければならない。

付則

この準則は平成 29 年 7 月 11 日から施行する。

準則の改定 平成 30 年 4 月 22 日 フェスティバル部追加に伴う改定

令和 3 年 5 月 15 日 第 1 条 一部改定

令和 5 年 4 月 16 日 第 1 条 ゆうちょ銀行自動払込追加及び改定

別表 1 準則第 6 条に定める資産

番号	資 産
1	ゆりのき台コミュニティハウス
2	積立金